

帯広市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第8号

帯広市介護保険条例の一部を改正する条例

帯広市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「34,740円」を「35,340円」に改め、同項第2号中「47,240円」を「48,060円」に改め、同項第3号中「52,110円」を「53,010円」に改め、同項第4号中「62,530円」を「63,610円」に改め、同項第5号中「69,480円」を「70,680円」に改め、同項第6号中「79,900円」を「81,280円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「83,370円」を「84,810円」に改め、同項第8号中「86,850円」を「88,350円」に改め、同号ア中「150万円」を「160万円」に改め、同項第9号中「90,320円」を「91,880円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第10号中「104,220円」を「106,020円」に改め、同号ア中「250万円」を「260万円」に改め、同項第11号中「111,160円」を「113,080円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第12号中「118,110円」を「120,150円」に改め、同号ア中「350万円」を「370万円」に改め、同項第13号中「128,530円」を「130,750円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同項第14号中「138,960円」を「141,360円」に改め、同項第15号中「149,380円」を「151,960円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,850円」を「21,210円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,850円」を「21,210円」に、「34,740円」を「35,340円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,850円」を「21,210円」に、「48,640円」を「49,480円」に改める。

附則第9条中「(新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）」を「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の帯広市介護保険条例第8条及び附則第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。